都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略)

「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」の 一部改正について

長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られている。働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあってはならないものであり、この医学的知見を踏まえると、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に係る措置を適切に実施することが重要である。

このため、平成18年3月17日付け基発第0317008号「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」に基づき所要の対策を推進してきたところであるが、平成20年4月1日から、常時50人未満の労働者を使用する事業場においても長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導の実施が義務づけられること等から、今般、同通達の一部を別添の新旧対照表のとおり改正し、平成20年4月1日から適用することとしているので、各局においては、改正内容を含め、同総合対策に基づく措置の周知徹底を図り、過重労働による健康障害防止対策のなお一層の推進に努められたい。なお、関係団体に対し、別紙のとおり要請を行ったので、了知されたい。

基発第0307007号 平成20年3月7日

(別記関係団体、事業者団体の長) 殿

厚生労働省労働基準局長

「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」の 一部改正について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られております。働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあってはならないものであり、この医学的知見を踏まえますと、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に係る措置を適切に実施することが重要です。

このため、厚生労働省におきましては、平成18年3月17日付け基発第0317009号「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」に基づき所要の対策を推進してきたところですが、平成20年4月1日から、常時50人未満の労働者を使用する事業場においても長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導の実施が義務づけられること等から、本総合対策の一部を別添の新旧対照表のとおり改正しました。

つきましては、貴団体におかれましても、会員その他関係事業場に対し、改 正内容を含め、事業者が講ずべき措置の実施の指導につき特段の御配慮を賜り ますようお願いいたします。